

約款購入者（利用者）の皆様へ

民間(七会)連合協定  
工事請負契約約款委員会  
委員長 古阪 秀三

民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改正について（お知らせ）

本年6月及び9月に中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款及び民間工事標準請負約款が改正になりましたが、これを受け、当委員会におきましても、民間(七会)連合協定工事請負契約約款を令和5年1月1日付で改正することと致しましたので、この旨お知らせいたします。

今回の改正の目的は、危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先等を明確化すること並びに反社会的勢力排除のさらなる徹底を図るため暴排条項を充実させたことにあります。

1. 改正内容（新旧対照表） ⇒ <http://www.gcccc.jp/info/202301-1.pdf>

2. 約款改正日 令和5年（2023年）1月1日  
（改正約款販売開始日1月10日以降）

3. 現行約款への対応

当委員会では、上記のとおり令和5年（2023年）1月1日付で当委員会約款を改正することから、その日以降に現行約款を使用される場合には、発注者・受注者間において、工事請負契約の特約として、別紙「変更合意書」を締結の上、ご使用下さるようお願い申し上げます。

⇒ <http://www.gcccc.jp/info/202301-2.pdf>

以上

## 四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の 一部の文言の整合を図りました

四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の第26条第3項第8号ロ及び第26条の2第3項第10号ロについて、文言の整合を図るため「等」を追記して修正しました。増刷分以降の契約約款では修正済みとなっています。

内容は以下のとおりです。

### 第26条〔委託者の解除権の行使〕

3 委託者は、受託者が次の各号の一に該当する場合（委託者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）には、前項の催告をすることなく、直ちに受託者に書面をもって通知してこの契約の全部を解除することができる。

⑧ 受託者が以下の一にあたる時。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

### 第26条の2〔受託者の解除権の行使〕

3 受託者は、次の各号の一に該当する場合（受託者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）は、前項の催告をすることなく、直ちに、委託者に書面をもって通知してこの契約の全部を解除することができる。

⑩ 委託者が以下の一にあたる時。

イ 役員等（委託者が個人である場合にはその者を、委託者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。